

て 龍 天 報 廣

第 209 号
2022年7月28日

私たちの村
— 7月1日現在 —
人口 1,151 人
男 547 人 女 604 人
世帯数 653 世帯

発行 天 龍 村 役 場
編集 総 務 課
印刷 齋 藤 印 刷 所

平岡駅前活性化複合施設竣工



満島屋オープン

みほさんの
ご乗車お待ち
しています!



やまびこデリ出発

満島屋のにぎわい



ぜひ、
あ越し
ください!



コーポあさぎり 外観



コーポあさぎり(住宅)内装

4月25日、旧満島ホテル跡地に平岡駅前活性化複合施設が竣工しました。

1階にはミニスーパー「満島屋」が4月27日にオープンし、2階の村営住宅「コーポあさぎり」とあわせた複合施設となります。

オープンセールが行われた、「満島屋」には大勢のお客様にご来店いただきました。その後、開店から3カ月が経過しましたが、来店客数は順調に推移しており、引き続きみなさんのご利用をお待ちしています。

7月からは平岡商店街までのデマンドバス「やまびこデリ号」の運行がはじまり、村内各地からの送迎も行われています。予約が必要ですが、どなたでも乗車することができます。詳しくは地域振興課（☎32-1023）までお問い合わせください。

村営住宅「コーポあさぎり」については建設課（☎32-1022）までお問い合わせください。

議会だより 第1回臨時議会

第1回臨時議会は、5月9日(月)に開催し、左記の議案について、原案どおり可決されました。

承認された案件

○天龍村税条例等の一部を改正する条例について(専決第2号)

内容は、省工ネ改修を行った住宅の固定資産税の特例を拡充や住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しを伴う個人住民税などを改正したものです。

○村営バス条例の一部を改正する条例について(専決第3号)

内容は、村営バス神原線に荷物も運搬することができるよう、国から許可を受けたことにより、少量の荷物運賃などの規定を追加する条文を整備したものです。

可決された案件

○「令和3年度(3災)公共土木施設災害道路復旧工事 村道向方線天龍村沢

地下」の請負契約について

契約内容は、災害復旧工事を行うもので、契約金額は1億1,000万円、契約の相手方は(有)やまに重機、工期は令和5年3月16日となります。

○「令和4年度天龍村総合体育施設建設工事 天龍村 平岡 天龍小学校敷地内」の請負契約について

契約内容は、総合体育施設の建設工事を行うもので、契約金額は6億3,690万円、契約の相手方は神稲建設(株)、工期は令和5年2月28日となります。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

内容は、年金制度の機能強化のための国民年金法などの一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部も改正されたことにより、天龍村においても条文の整備をしたものです。

報告

○令和3年度天龍村一般会計繰越明許費繰越計算書

の報告について

内容は、令和4年度へ繰り越す事業や予算について地方自治法の規定に基づき議会に報告したものです。

○令和3年度天龍村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

内容は、無線環境整備推進事業において、事業完了後の負担金請求が年度を跨いでしまいう見込みのため

○令和2年林業施設災害復旧事業

林道虫川新野峠線の大沢山地籍において、唯一の資機材搬入路で災害が発生したため通行が出来なくなつたため

○令和2年公共土木施設災害復旧事業

村道天龍左岸線のコイザワ地籍において、JR飯田線に関する近接協議について、コロナ禍によりJR東海本社との協議日程調整が難航し、工事発注までに当初見込んでいない不測の日数を要したことから、それぞれ年度内の事業完了には至らず令和4年度へ繰り越す予算について、地方自治法の規定に基づき議会に報

告したものです。

予算

○令和3年度天龍村一般会計補正予算(第9号)(専決第4号)

○令和3年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(専決第5号)

○令和3年度天龍村営水道特別会計補正予算(第5号)(専決第6号)

○令和3年度天龍村宮下水道特別会計補正予算(第5号)(専決第7号)

○令和3年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第4号)(専決第8号)

○令和3年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)(専決第9号)

○令和3年度天龍村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第6号)(専決第10号)

議会だより 第2回定例議会

第2回定例会は、6月6日(月)に開催し、14日(火)までの9日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○天龍村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

内容は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、令和4年4月1日から医療分課税限度額が65万円に、後期高齢支援分課税限度額が20万円にそれぞれ引き上げられる改正を行ったものです。また、未就学児を対象に均等割額の軽減を行うよう改正したものです。

○天龍村デマンドバスの運行に関する条例について

内容は、令和4年7月1日から運行を開始した平岡商店街への送迎を主な目的とした村営バスのデマンド運行について、その運行範囲や運行日時、料金などの



挨拶をする永嶺村長

必要事項を定めたものです。
○天龍村美術品等取得基金
条例の制定について

内容は、今後整備を進める「なんでも館常設展示室」について、現在所蔵する美術品などは、質・量ともに十分ではないため、作品購入基金を設け、必要な美術品などを購入し、内容の充実を図るものであり、このことは、3月28日付、なんでも館常設展示室整備事業専門委員会よりの答申を受け、地方自治法第241条の規定に基づき、新たに基金条例を制定したものです。

報 告

○有限会社天龍農林業公社の経営状況の報告について
○有限会社龍泉閣の経営状況の報告について

予 算

○令和4年度天龍村一般会計補正予算(第1号)
○令和4年度天龍村営水道特別会計補正予算(第1号)
○令和4年度天龍村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)

一 般 質 問

○大平正長議員
一、長野県企業局の新規電源開発地点発掘プロジェクトによる天龍村での発掘調査の要請等について
二、西原公営住宅の建て替えについて
三、村営水道の整備について
四、ウクライナからの避難民受け入れに関する村の対応について
○後藤知久議員
一、村道、林道等の交通管理について
二、本年度、村で計画されている移住・定住推進事業について
三、天龍村国民健康保険診療所の診療体制の変更に



初日の生け花



最終日の生け花

令和3年度 補 正 予 算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 一般(第9号) 専決	28億3,608万円	2億801万円	30億4,409万円
国民健康保険(第3号) 専決	1億5,830万円	△1,240万円	1億4,590万円
村 営 水 道(第5号) 専決	8,459万円	△58万円	8,401万円
村営下水道事業(第5号) 専決	5,753万円	△30万円	5,723万円
介護保険(第4号) 専決	3億1,997万円	△1,190万円	3億807万円
後期高齢者医療保険(第1号) 専決	3,043万円	△100万円	2,943万円
国民健康保険診療所(第6号) 専決	7,264万円	△246万円	7,018万円

令和4年度 補 正 予 算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 一般(第1号)	26億2,900万円	2,054万円	26億4,954万円
村 営 水 道(第1号)	1億1,856万円	△1,100万円	1億756万円
国民健康保険診療所(第1号)	5,566万円	144万円	5,710万円

下伊那南部建設事務所との行政交流会

毎年実施しております行政交流会が6月17日(金)に下伊那南部建設事務所8名と、村議会議員8名及び村長ほか村職員8名の出席で開催されました。

現場視察では、国道418号の天竜川橋、福島トンネル、足瀬災害復旧、芝沢川のブロックえん堤、(主)飯田富山佐久間線の松崎改良について、下伊那南部建設事務所の職員から説明を受けました。

続いて、会場を老人福祉センターに移して行われた県事業の説明会では、今後の予定などの説明を受ける中で、早期の改良に向けた活発な意見交換と要望を行いました。

◀福島トンネル福島側坑口



▲天竜川橋



▲(主)飯田富山佐久間線 松崎改良

議会の村内視察

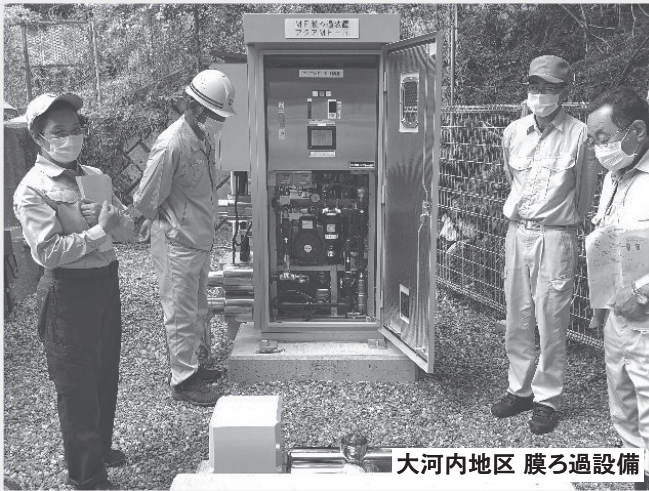
6月1日(水)に、全議員が参加した村議会による村内視察が行われ、村職員から令和3年度に整備された箇所や今年度に計画されている事業を中心とした説明を受けました。



満島屋下



明ヶ島 治山



大河内地区 膜ろ過設備



長野大井戸線



参加者全員で記念撮影

第21回パターゴルフ大会開催!

4月23日(土)に第21回天龍村長杯パターゴルフ大会がニセンジパター&マレットゴルフ場で開催され、21名の方に参加していただきました。

今回の優勝者は、南中区の熊谷周文さんでした。おめでとうございます！
次回は11月に開催を予定しておりますので、多くの方のみなさんのご参加をお待ちしています。また、ニセン



緑の募金にご協力
ありがとうございました



緑の募金
どんぐりくん

みなさんのご協力により天龍村全体で88,141円が集まりました。

この募金は地域の緑化やみどりの少年団活動への補助、森林づくりに還元されます。

(募金は6月10日付けで、飯伊地区緑の募金委員会に送金しました。)

- ジパター&マレットゴルフ場は11月末まで、定休日を除き休まず営業していますので、多くの方々のご利用をお待ちしています。
- プレー代：大人500円 小人200円(中学生以下)
- 営業期間：4月1日(金)から11月30日(水)
- 定休日：毎週火曜日
- 予約・お問合せ先：地域振興課商工観光係(電話 3211023)

第46回 東京天龍会のつどい

2年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が見送られていました「東京天龍会のつどい」が、6月5日(日)に東京都内で開催されました。

東京天龍会の会員数は60名あまりで、当日は16名のみなさんが参加され、村から出席した永嶺村長をはじめ、村澤教育長、熊谷議長、兼宗議員、福士商工会長、金田民生児童委員会会長、大平総務課長と親睦を深めました。村長からは、人口減少などによる村の喫緊の課題や取組などの近況報告を行いました。

東京天龍会は、昭和50年に発足し、以来半世紀近い歴史を数える会でありましたが、諸般のご事情で今回をもって解散されることが決まったとのことがありました。

先人のみなさんが築き上げてこられた会員相互のつながりや連帯を確かめ合う機会が失われてしまうことは寂しい限りであります。これまで、東京天龍会を支えてこられた会員のみなさんに改めて敬意を表しますとともに、これまでの数々のご厚意に対し心より感謝申し上げます。



みなさんが育ったふるさと天龍村は、自治体としての規模は小さいですが、長野県において一隅を照らす存在としていつまでも輝き続けてまいります。東京天龍会は解散いたしましたも、会員のみなさんの今後引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。会員のみなさんのご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。なお、東京天龍会のみなさんから当村に対してご寄附を賜りましたので、村振興のため、大切に活用させていただきます。改めて東京天龍会のみなさんに、厚く御礼申し上げます。

令和3年度

「ふるさと寄附金」運用状況

令和4年5月31日現在

令和3年度の寄附金総額は1,736万500円、寄附者総数1,135名でした。使途運用状況は下記のとおりです。寄附者の方々のご厚意にお応えできるよう基金に積み立て保管しています。基金から得た利息につきましても積み立てをし、年度末基金総額は6,610万3,000円となっています。

本年度は、小学校・中学校への入学祝金事業、小中学校給食費の補助事業、インフルエンザ予防接種補助事業、ICTタブレット使用料の財源、和知野川キャンプ場整備事業の財源、奨学金基金(龍蛇山澤基金)に、みなさんからいただいたふるさと寄附金429万4,000円を、その財源として活用させていただきました。

令和3年度寄附金		寄附金総額	使途コース別の寄付金額 (単位：円)						
			利息分※	①福祉に関する事業	②子育て支援、学校教育に関する事業	③自然環境、農林業の振興に関する事業	④観光に関する事業	⑤文化・生涯学習・スポーツに関する事業	⑥その他に関する事業
		17,360,500		1,904,000	2,790,000	4,966,000	759,000	630,000	6,311,500
前年度末基金総額		53,035,000	13,249	5,953,001	12,263,000	11,837,000	3,444,500	2,038,500	17,485,750
基金	寄附金積立金	17,360,500		1,904,000	2,790,000	4,966,000	759,000	630,000	6,311,500
	運用利息積立金	1,500	1,500						
	取り崩し金額	4,294,000		720,000	1,074,000	0	1,000,000	0	1,500,000
	差し引き残額	66,103,000	14,749	7,137,001	13,979,000	16,803,000	3,203,500	2,668,500	22,297,250
再掲		活用させていただいた寄附金							4,294,000

※一般財源による加算分も含みます。

令和4年度総合教育会議

4月20日(水)に、令和4年度第1回目となる天龍村総合教育会議を、なんでも館で開催し、令和3年4月に制定しました「天龍村教育大綱」の一部見直しに関する協議を行いました。

見直しを行った内容は、4月1日から、村長部局にある保育所を、教育委員会事務局へ移管し、0歳から18歳までのすべての子どもたちが大切にされ、保護者の方が安心して子育てができる切れ目のない子育て環境の構築を目指すこととされたため、この内容を教育大綱内へ加えました。「天龍村教育大綱」は、村ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



総合教育会議の様子

保健師だより

ダニから身を守る

ダニ類は、春から秋にかけて、民家の裏山や庭、畑や草むらなどに生息しています。天龍村のように、野生動物が出没する環境には特にマダニが多いといわれます。人が野外作業や農業、キャンプなどの余暇にその生息場所に立ち入ると、ダニに咬まれることがあります。

ダニ類は人を咬み吸血することで繁殖しますが、このダニがウイルスや細菌を保有している場合、咬まれた人が病気を発症することがあります。それを「ダニ媒介感染症」といいます。最近話題になるのは、「重症熱性血小板減少症候群」で、マダニ類が吸血する際

に病原体が人間に感染することで、発熱・嘔吐・腹痛・下痢・下血などの症状を引き起こし、重症化し死亡することもあるので注意が必要です。

ダニ媒介感染症にかからないためには、ダニ類に咬まれないように身を守ることも重要です。

- ① 野山や草むらに入る場合は、長袖・長ズボン・長靴を着用し、帽子・手袋・首巻きタオルなどで肌の露出を少なくすることが大事です。また、身体に付いたダニを見つけやすいように明るい色の服をお勧めします。
- ② 着衣の上から虫よけ剤を用いることも効果があります。
- ③ 帰宅後、上着などの表面にダニがいないかを確認し、できればシャワーを

浴びて、ダニに咬まれていないかを見ましよう。もしダニが吸着していたら無理に引き抜かず医療機関（皮膚科または外科など）で処置を受けてください。

④ ダニ類に咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意します。もし発熱・関節痛・頭痛などの症状が出現した場合は、内科などの医療機関を受診し、「いつ・どこを咬まれたか・どこへ行ったか」を医師に告げてください。心配なことは最寄りの保健所に相談することもできます。

飯田保健所 健康づくり支援課 保健衛生係
電話(0265)53-0444



ふるさと寄附金

広報天龍第2008号(令和4年4月号)で公表後、令和4年6月30日現在で次のみなさんから寄附をいただきました。

（ご希望の方のみ、氏名を掲載させていただきます。）

阿部 出様 ●吉田友和様

- 林那須弘様 ●市川克明様
- 柴田優樹様 ●長江 豊様
- 大森明美様 ●野津太一様
- 関浦健二様 ●樋田優音様
- 原 秀明様 ●我妻龍佑様
- 伊藤佳代様 ●勝亦良行様
- 深田弓夏様 ●山田治和様
- 山田八重様

今回は1000名の方から寄附をいただきました。ありがとうございました。ふるさと寄附金は、天龍村ふるさと寄附金は、

8月から変わります

更新・申請を忘れずに

現在使われている左記の証明書の有効期限は令和4年7月31日になります。

- ◎「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」
- ◎「後期高齢者医療被保険者証」
- ◎「福祉医療受給者証」

それそれぞれの加入者方に新しい保険証などが、送付されますので、交換をお願いします。8月1日以降にお医者さんにかかる時には、新しい保険証等を窓口提示してください。

◎「標準負担額減認定証」「限度額適用・標準負担額減認定証」

こちらは、入院時などに食事代などを減額することができるもので、住民税非課税世帯の方が対象になります。申請及び更新が必要な場合は役場及び南支所で手続きをお願いします。

◎「限度額適用認定証」

こちらは、70歳以下の方の入院時の医療費を所得に応じた限度額までに留めることができる認定証で、70歳以下の方で国保税滞納者以外の方が対象になります。申請及び更新が必要な場合は役場及び南支所で手続きをお願いします。

不明な点は、住民課健康支援係までお問い合わせください。

◎ふるさとチョイス
<http://www.furusato-tax.jp/>

天龍村国民健康保険診療所診療体制が変更となりました

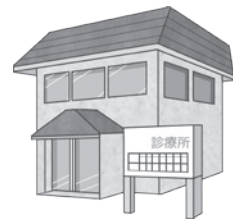
令和4年7月1日(金)から天龍村国民健康保険診療所の診療体制が下記のとおり変更となりました。みなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、今後も村の医療体制の維持・存続に努めますので、ご理解ご協力をお願いします。

天龍村国民健康保険診療所の診療体制

- ① 診療日 毎週日曜日～火曜日まで
- ② 診療時間等

曜 日	午 前	午 後
日	予約診療・往診	1 : 00 ~ 7 : 00
月	8 : 30 ~ 12 : 30	3 : 00 ~ 7 : 00
火	予約診療・往診	
水～土	休 診	

- ③ その他
 - ・日曜日の診療については休日加算をいたしません
 - ・時間外、急患、予約なしでも診療を行います(水～土曜日除く)
なお、受診される前にお電話をお願いします
 - ・電話は従来どおり診療日以外でも24時間対応します(日～土曜日)
 - ・お薬は従来どおり受診時にお渡します
 - ・各種予防接種は従来どおり行います
 - ・新型コロナウイルス感染症について、検査、相談などを行います



天龍村国民健康保険診療所
電 話 0260-31-0950
F A X 0260-31-0951

天龍村役場 住民課
電 話 0260-32-1021 (直通)
F A X 0260-32-2525



▲クラフト体験の様子

中井侍区
大平邦芳さん
宅にて▶



6月11日(出)・12日(日)の2日間、都市部の子どもたちをターゲットに、キャンプを通して天龍村の生活や文化、教育について知っていただくことを目的とした親子キャンプを開催しました。当日は関東圏から1家庭の参加があり、クラフト体験や火おこし体験、中井侍地区でお茶摘み・手もみ体験などを行いました。参加者からは「お茶摘み・手もみ体験は天龍村でしかできない貴重な体験だった。」と好評をいただきました。年度内にと3回実施し、季節ごとの天龍村の魅力を発信していきたいと思えます。

○この事業は令和4年度地域発元気づくり支援金を活用しています。

天龍村を知る
親子キャンプ事業を
開催しました



駐在所 0260-32-2027
阿南警察署 025-01110

詳細については、天龍村駐在所、もしくは阿南警察署へお問い合わせください。

その他
7月15日(金)～8月26日(金)
受付期間

【警察官】
・昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
【警察行政職員】
・平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

受験資格
阿南警察署では、令和5年4月採用の警察官及び警察行政職員を募集しています。

阿南警察署からの
のお知らせ

後期高齢者医療の窓口負担割合が見直されます

令和4年10月1日から、後期高齢者医療被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。(対象者は被保険者全体の約20%) 負担割合は、被保険者の令和3年中の課税所得や収入額、世帯の課税状況をもとに世帯単位で判定します。10月1日からお使いいただく新しい被保険者証(桃色)を9月末までに郵送しますのでご確認ください。

2割負担の基準

「課税所得28万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」

※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額を指します。

※年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※被保険者が2人以上の場合は、「年金収入+その他合計所得金額の合計が320万円以上」

※3割負担の基準は変更ありません。

見直しの背景

2022年以降、団塊の世代が75歳以上となり始めることで、医療費の増高が懸念されています。後期高齢者医療の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は、現役世代にご負担いただく後期高齢者支援金です。今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を維持していくためのものです。

配慮措置

施行日から3年間、2割負担となる方のうち、長期頻回受診患者などへの配慮措置として、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

例) 総医療費50,000円の場合

1割負担のとき 窓口負担額 5,000円

2割負担のとき 窓口負担額 10,000円

窓口負担上限額 8,000円 (5,000円+3,000円)

払戻金額 2,000円 (高額療養費として支給)

※高額療養費を迅速かつ確実に支給するため、口座登録がない方には登録用の高額療養費支給事前申請書を後日郵送します。

問合せ

○窓口負担割合の見直しに関するお問合せは

住民課健康支援係(32-1021)又は長野県後期高齢者医療広域連合(026-229-5320)まで

○今回の見直しの背景などに関するご質問は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)まで



そ の 他

負担割合を表で表示させる場合には、下表を参考としてください。

負担割合	判定基準（世帯単位で判定）
1 割	課税所得 ^{※1} 28万円未満または住民税非課税世帯
2 割	課税所得 ^{※1} 28万円以上145万円未満 かつ 年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上 ^{※2}
3 割	課税所得 ^{※1} 145万円以上 ^{※3}

※1 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額を指します。

※2 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。被保険者が2人以上の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額の合計が320万円以上」となります。

※3 旧ただし書き所得による基準や基準収入額適用の要件を満たす場合、1割または2割になるケースがあります。

年次更新時のお知らせについて

年次更新による新しい被保険者証を郵送することを掲載する場合は、年次更新時の被保険者証の有効期限が9月30日までであることと、10月1日から被保険者証が切り替わる（再交付する）ことを統一的、端的に周知することが重要であると考えられていることから、掲載記事の参考例として下記のとおりお示ししますので参考としてください。

また、年次更新の時点で2割負担の内容を強調すると被保険者などからの問合せが増えることが懸念されることから、負担割合の見直しに係る詳細な内容は記載せず、再交付時に改めて周知する方法としてください。

(掲載内容)

毎年8月は後期高齢者医療被保険者証の更新時期です。7月末までに新しい被保険者証（緑色）を郵送します。また、令和4年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が見直されるため、10月からお使いいただく被保険者証（桃色）を9月末までにあらためて郵送します。医療機関や薬局を受診する際は、被保険者証の有効期限にご注意ください。現在お使いの被保険者証（黄色）は、有効期限が過ぎましたら担当課にご返却いただくか、やむを得ずご返却できない場合はご自身で破棄してください。

郵送時期	被保険者証の色	有効期間
7月下旬	緑色	令和4年8月1日～9月30日
9月下旬	桃色	令和4年10月1日～令和5年7月31日

天龍みどりの少年団が田植えをしました!!

5月26日(木)、天龍みどりの少年団の子供たちが田植えをしました。
当日は農業委員のみなさんにも参加していただき、指導のもと、無事に田植えを終えることができました。
今後は地域のみなさんに水田管理などの指導を受けながら、美味しいお米を育てます。
今回植えた「風さやか」と「もりもち」は、12月のおやすしめなわ・もちつき大会で美味しくいただく予定です。



みどりの少年団 田植えの様子

天龍村 ふるさと夏まつり

8月15日(月) 午後5時30分～

☆会場：龍泉閣前(村営駐車場)
☆夜店、じゃんけん大会(村長に勝つと景品プレゼント) ジャズ演奏、盆踊り、花火大会など

※みなさんが楽しめる安心・安全な環境を確保するため新型コロナウイルス感染症対策として、基本的には村内向けイベントとして村外への周知を行わないこととします。また、会場入り口で検温・手指消毒の実施と6歳以上の方はワクチン接種証明書もしくは抗原検査キットによる検査結果の提示(写真でも可)をお願いします。
※接種証明・抗原検査結果が確認できない場合は、会場入り口で抗原検査を行っていただきます。
なお、抗原検査キットは役場総務課及び南支所で無償配布していますので、夏まつりにご来場の際は、事前に検査をしていただきますようご協力をお願いします。
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、イベントの中止をさせていただく場合があります。

(有)龍泉閣 令和3年度の経営状況を公表します

○収支報告

(単位:万円)

区 分	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	差引増減
〈収入〉			
宿泊温泉売上	1,894	2,032	138
飲食宴会売上	1,161	1,604	443
売店売上	655	685	30
その他	198	198	0
計	3,908	4,518	610
売上原価	1,380	1,568	188
売上総利益	2,528	2,950	422
〈費用〉			
人件費	3,211	3,437	226
その他経費	1,945	1,943	△2
計	5,156	5,380	224
営業利益	△2,628	△2,430	198
営業外収入	1,110	474	△636
*村補助金	1,300	1,600	300
計	2,410	2,074	△336
営業外費用	0	0	0
経常利益	△218	△356	△138
法人税、事業税	18	18	0
当期純利益	△236	△375	△139
累計利益	△1,800	△2,175	△375

○施設利用状況

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
宿 泊 者	2,155	2,327	172
宴会利用者	185	241	56
レストラン利用者	6,149	8,824	2,675
ラウンジ利用者(組)	731	732	1
計	9,220	12,124	2,904

○入浴利用者

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
一般利用者	6,456	7,301	845
村民保養券	2,818	3,453	635
計	9,274	10,754	1,480

○施設利用者

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	増 減
合 計	18,494	22,878	4,384

○役員数の状況

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
取 締 役	6	7	1
社 員	13	17	4
計	19	24	5

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響などもありましたが、売上を伸ばし昨年度と比べ610万円増の4,518万円の売上収入となりました。売上原価や費用などを差し引いて、村からの補助金などを加えた最終的な当期純利益は△375万円となっております。経費についても引き続き無駄を省き、更なる削減に努めてまいりますので、今後とも積極的に龍泉閣をご利用いただけるようお願いします。

※村補助金について ~村民のみなさんへのお願い~

令和3年度、村では龍泉閣に対して1,600万円の運営補助金を出しています。

龍泉閣の経営状況は上記表でご確認いただいたとおり、令和3年度は当期純利益が△375万円となっており、実際には(村からの1,600万円の補助金を除くと)損失が1,975万円発生し、依然として厳しい経営が続いています。こうした状況のなか、龍泉閣の経営を維持していくためには、1,000万円以上の補助が必要であり、加えて累積損失(令和3年度末現在で2,175万円)の早期解消のためには、更なる補助や経営改善が必要と考えます。

村にとって、多額の補助金を出すことは大変なことですが、龍泉閣は、村民の飲食・交流の場、憩いの場のみならず、就労や農産加工品販売の場となっていて、天龍村に欠かせない施設であり、村としてはやむを得ない支出と考えています。

村民のみなさんにおかれましては、龍泉閣の厳しい経営状況と村の経営支援についてご理解をお願いするとともに、今後とも龍泉閣を積極的にご利用いただき、経営向上にご協力くださいますようお願いいたします。

(有)天龍農林業公社 令和3年度の経営状況を公表します

○収支報告

(単位：万円)

Table with 4 columns: 区分, 令和2年度決算, 令和3年度決算, 差引増減. Rows include income (収入) and expense (費用) categories.

○役員員数の状況

(単位：人)

Table with 4 columns: 区分, 令和2年度, 令和3年度, 増減. Rows include board members (取締役) and staff (社員).

※社員数は社長を除く。また臨時労務員は参考。

○事業報告

1.利用契約農地 (耕地面積)

(単位：a)

Table with 4 columns: 区分, 令和2年度, 令和3年度, 増減. Rows include rice fields (田) and other crops (畑).

2.遊休利用農業経営面積

(単位：a)

Table with 4 columns: 区分, 令和2年度, 令和3年度, 増減. Rows list various agricultural crops like chestnuts (栗), tea (茶), and rice (水稲).

令和3年度は、一般受託及び農作業受託が共に減少しましたが生産品販売では、ていぎなす・柚子・米の販売量増加により、135%程増額しました。

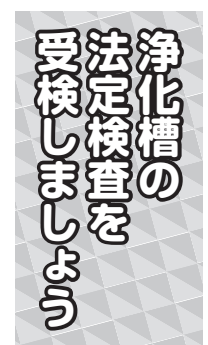
令和4年度は、受託収入の増加を目指すと共に、生産品販売の更なる増加のため、計画的な耕作管理をし、天龍農林業公社の原点の、遊休荒廃農地の防止をし、村民のみなさんから信頼される、必要とされる天龍農林業公社を目指し取り組んでまいります。

お問い合わせ先
公益社団法人 長野県浄化槽協会南信支所
長野県浄化槽協会南信支所
0265(72)5740

▼法定検査の結果に問題があったら？
放置しておくとも県から指導が行われる場合がありますので、保守点検業者や清掃業者にすぐに相談しましょう。

- ▼検査項目
①浄化槽設備が正常に作動しているか(外観検査)
②放流水が水質基準を満たしているか(水質検査)
③保守点検や清掃が適正に行われているか(書類検査)

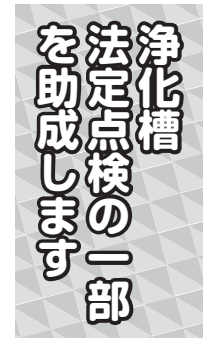
浄化槽法では、清らかな水や豊富な地下水などの自然環境を守るため、保守点検や清掃の他、法定検査を義務付けています。これは、県知事が指定する検査機関が毎年1回第三者の目でチェックし、その検査結果を県へ報告するものです。



▼浄化槽法定検査料補助金額
5,000円
※浄化槽人槽により金額は異なります

▼浄化槽法定検査料
1022まで申請ください。
5,000円

浄化槽工リア(平岡地区外)内の浄化槽管理者の方に対し、村では法定検査受検実施における補助を行います。
補助金額は浄化槽1基あたり、5,000円です。役場及び南支所に備えてあります。申請書に必要事項をご記入の上、受検の際の領収書を添付し、建設課環境水道係(32)



ブッポウソウの 飛来確認

県の天然記念物で、村鳥でもあるブッポウソウが4月28日(休)に天龍村役場の屋上で飛来を確認しました。役場屋上巣箱では、5月5日(休)に巣箱に入り、5月23日(月)から5月29日(日)にかけて4個の卵を産み、5月30日(月)から抱卵を始め6月15日(水)に1羽目が孵化して以降6月18日(土)までに雛が4羽孵化し、7月10日(日)に2羽が巣立って以降7月12



日(火)までに全ての雛が無事に巣立つことが出来ました。今後とも天龍みどりの少年団を中心に天龍村では絶滅危惧種であるブッポウソウの保護活動を行っていきますのでみなさんで見守っていきましょう。

村内の空き家に関する 解体ローンの支払利子を 補給します



補助要件

- 天龍村内の空き家の所有者(配偶者・親族)である方。
- 所定の金融機関から受ける融資。
※貸金業による融資は対象外
- 補給期間は資金の償還期間です。

その他、補助制度の詳細に関する説明、ご相談などは建設課建設係 ☎(32)1022までお問い合わせください。

土砂災害防土功労者 国土交通大臣表彰受賞

この度、令和4年度土砂災害防止功労者国土交通大臣表彰を戸口区の恩澤龍雄氏が受賞され、6月20日(月)天龍村老人福祉センターにおいて、飯田建設事務所長より伝達されました。

恩澤龍雄氏は、令和2年7月の豪雨の際に発生した足瀬地区の土砂災害において、自宅から対岸の崩落に気づき、すぐに役場に情報提供を行いました。また、役場との連絡体制を整えるなど、村をはじめ、県、国の迅速な対応につながり、二次災害の防止に大きく貢献したことが認められ今回の受賞となりました。



表彰を受賞された恩澤龍雄氏

図書館新着本紹介

図書館に新たに本が入りました。



◇幼児・児童向け

- ・ながみちくんがわからない
- ・おなかのすくさんぽ
- ・マロングラッセ
- ・お金のひみつ

◇健康

- ・1日1分で腹が凹む
- ・1日1分でひざトレ
- ・認知症世界の歩き方

◇一般向け

- ・ウクライナを知るための65章
- ・三千円の使い方
- ・同志少女よ、敵を撃て
- ・川っぺリムコリッタ
- ・女のいない男たち
- ・にぎやかな落日

◇地域資料

- 伊那谷南部の民族神と地名
- ・一御社宮司神
- ・川その他の神々
- ・飯田線百景

◇DVD

- ・ドライブ・マイ・カー
- 図書館では様々な展示を行っています。ぜひ遊びにいらしてください。
またみなさんが読んでみ

たい本、観てみたいDVDなどのリクエストを随時受け付けていますので、お気軽にお申し付けください。

◎天龍村図書館
☎32・3206

◇開館時間
10時から18時

◇休日
毎週月曜日、祝日、月末日

お世話になりました 〔人事異動〕※敬称略

役 場

○退職

5月31日付けで次の職員が退職となりました。

◇藤澤壮士(総務課)



天龍村をきれいに！
天龍ピカピカ大作戦

5月26日(木)に天龍ピカピカ大作戦が行われました。

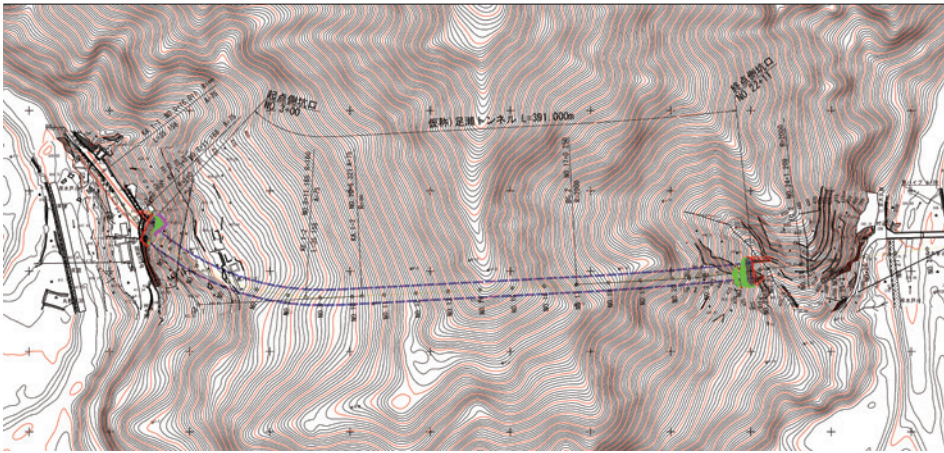
当日は、天龍小学校児童をはじめ下伊那南部建設事務所、中部電力、婦人会、一般の方などにご参加いただき、羽衣崎く平岡ダム、月見大橋くキャンプ場、龍泉閣く十方峡トンネル付近の3区間で、道路周辺の美化活動を行いました。

拾ったごみは約45kgで、空き缶やプラスチック、中には自動車のタイヤや机の天板なども回収することができ、沿道がとても綺麗になりました。

天龍ピカピカ大作戦は毎年実施しており、今年で23年目となりましたが、ゴミのない天龍村がいつまでも保たれるように改めて一人一人が心がけましょう。



みんなでゴミをたくさん拾ったよ



6月7日(火)、足瀬地区で進められている災害復旧の仮称足瀬トンネル安全祈願祭が、新野方面側坑口前で施工業者の佐藤・木下JVの主催により挙行されました。

式典には県や村、近隣地区の方などが参列し、宮司による神事や、発注者の飯田建設事務所太田茂登所長と、施工業者を代表し佐藤工業(株)北陸支店鍋谷雅司土木事業部長からご挨拶をいただきました。また、永嶺村長から祝辞が述べられ、工事の安全を祈念しました。

この工事は、令和2年7月12日に発生した国道418号足瀬地区の大規模な斜面崩落を、トンネルと橋梁によりパイ

スする工事で、トンネル工事は令和5年3月末を目途に完了するよう進められています。住民のみなさんには、工事車両の通行や発破作業などでご迷惑をお掛けしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。



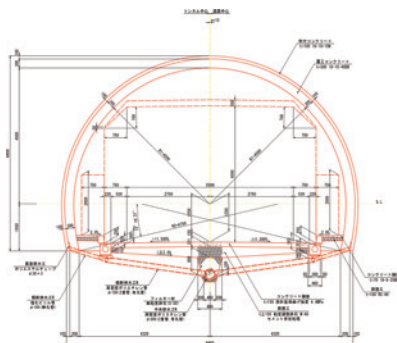
祝辞を述べる永嶺村長



仮称足瀬トンネル新野方面側坑口



玉串を奉納する永嶺村長



仮称足瀬トンネル横断面図

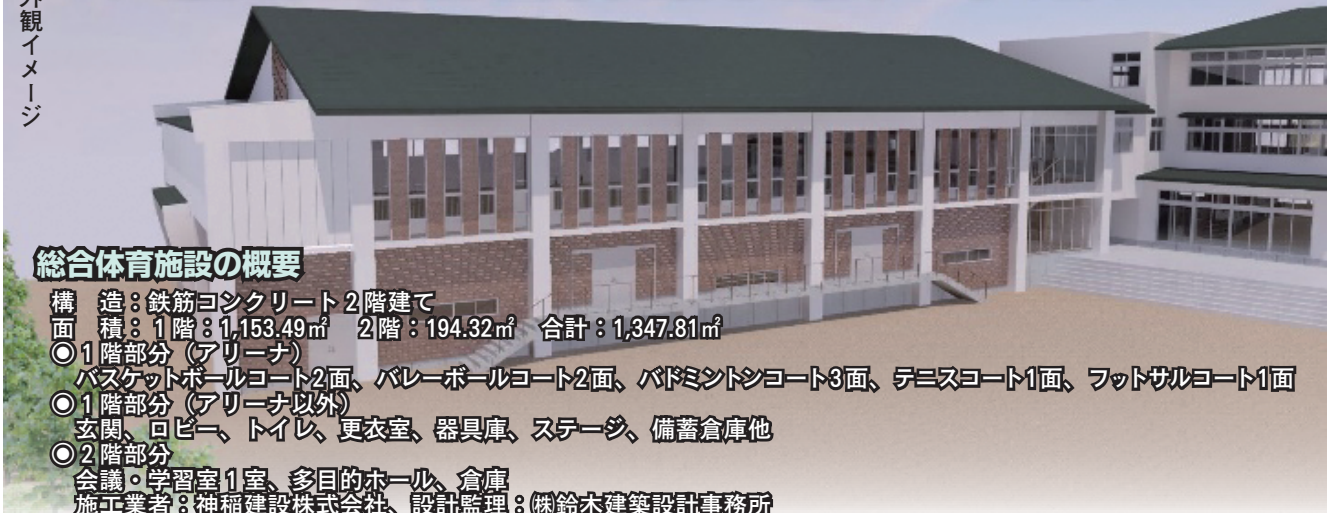


位置図

▶ 仮称足瀬トンネル平面図

天龍村総合体育施設建設工事始まる

外観イメージ



総合体育施設の概要

- 構造：鉄筋コンクリート2階建て
 面積：1階：1,153.49㎡ 2階：194.32㎡ 合計：1,347.81㎡
- 1階部分（アリーナ）
 バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面、バドミントンコート3面、テニスコート1面、フットサルコート1面
 - 1階部分（アリーナ以外）
 玄関、ロビー、トイレ、更衣室、器具庫、ステージ、備蓄倉庫他
 - 2階部分
 会議・学習室1室、多目的ホール、倉庫
- 施工業者：神稲建設株式会社、設計監理：(株)鈴木建築設計事務所
 契約金額：636,900,000円、工期：令和4年5月9日～令和5年2月28日

6月8日(水)、総合体育施設建設工事の地鎮祭及び安全祈願祭が請負業者の神稲建設株式会社の主催により挙行されました。

式典には村長はじめ、村議会議長、近隣地区の区長さんなどが参列し、宮司による神事や発注者である永嶺村長のあいさつなどが行われ、工事の安全を祈願しました。

当施設は、昼間は小（中）学校の体育館として、また夜間及び土日祝日は村民のみなさんが利用できる社会体育施設の他、有事の際には防災拠点施設となりえる機能（太陽光発電施設、非常用電源、非常用給水タンク、フリー Wi-Fi、災害用照明（グラウンド用）、備蓄用倉庫）を完備します。

現在、本格的に工事が始まっており、住民のみなさんには工事車両の通行や工事の騒音など、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。



鍬入れの神事



アリーナイメージ



永嶺村長による発注者あいさつ